

第86回 国有財産四国地方審議会

報告事項資料

報告事項

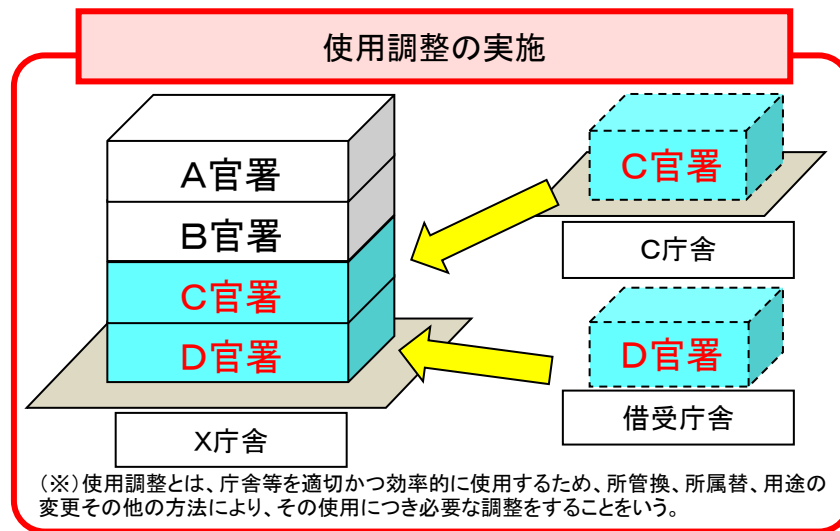
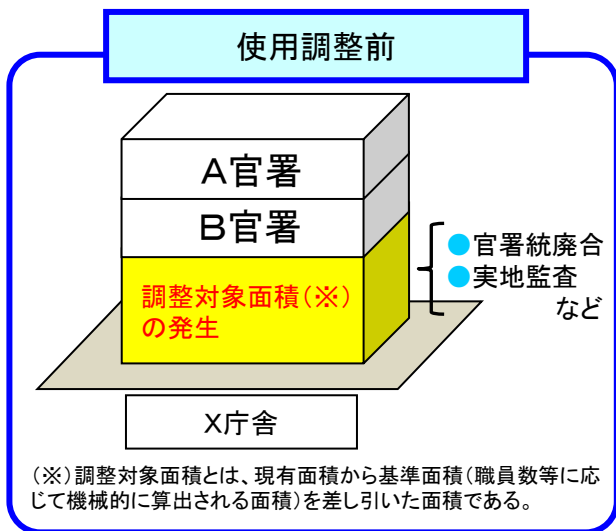
国有財産法第10条に基づく調整事項について
【徳島第2地方合同庁舎】

令和8年5月25日
財務省 四国財務局



四国とともに、未来をつむぐ

庁舎等の使用調整



- 効果**
- 借受費用の縮減
 - 売却可能財産の創出
 - 分散解消
 - 新たな行政需要対応
 - 耐震性の確保
 - 老朽・狭あい解消
- など

使用調整計画の策定基準等

調整対象面積	調整対象庁舎の延床面積に対する割合	調整等の内容
2,000㎡以上	—	使用調整計画の策定 (庁舎法第4条※) ⇒ 財務局長は使用調整計画(案)を作成し、財務大臣が財政制度等審議会へ付議のうえ使用調整計画を策定
2,000㎡未満 600㎡以上	50%以上	
600㎡未満 150㎡以上	—	使用調整 (国有財産法第10条) ⇒ 財務局長が使用調整を行う
150㎡未満	—	—

※庁舎法(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法)

徳島地方合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画（令和5年2月27日財理第559号）

使用官署（徳島地方法務局等）が徳島法務総合庁舎へ移転すること等に伴って生じる空きスペースの有効活用

【徳島地方合同庁舎】



【所在地】

徳島県徳島市徳島町
城内6-6

【建物概要】

昭和51年築
地上7階、地下1階 外
建 1,347㎡／延 7,184㎡

【使用官署及び使用の現状】

徳島地方法務局	2,318㎡
徳島保護観察所	382㎡
徳島労働局	1,559㎡
四国行政評価支局	
徳島行政監視行政相談センター	309㎡
共用部分	2,617㎡

（注）下線の官署及びその一部が使用調整対象

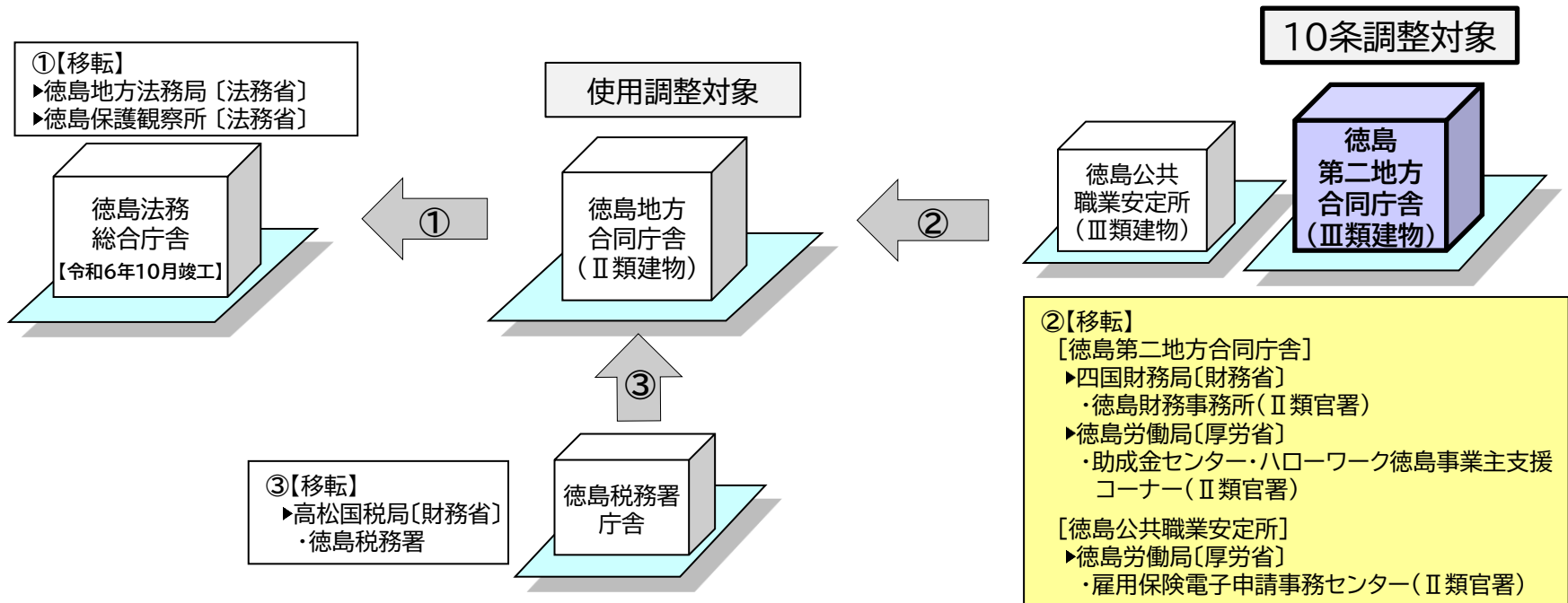
徳島法務総合庁舎へ移転すること等に
伴い生じる空きスペースの活用

**使用調整対象面積
約 3,380㎡**

<使用調整の内容>

入居予定官署名	調整床面積	方法	時期	備考
四国財務局徳島財務事務所	約 400㎡	移転	令和7年度以降	【耐震性能の不適合解消】 現入居庁舎の耐震性能（Ⅲ類）と官署に求められる耐震性能（Ⅱ類）の不適合解消のため四国財務局徳島財務事務所を移転させるもの。
高松国税局徳島税務署	約 1,940㎡			【老朽解消・狭隘解消】 老朽・狭隘解消のため高松国税局徳島税務署を移転させ、売却可能性の創出を図るもの。
徳島労働局	約 1,040㎡	拡充		【狭隘解消】 狭隘解消のため事務室の配置を変更するもの。
徳島労働局助成金センター・ ハローワーク徳島事業主支援コーナー		移転		【耐震性能の不適合解消及び分散解消】 現入居庁舎の耐震性能（Ⅲ類）と官署に求められる耐震性能（Ⅱ類）の不適合解消及び分散解消のため徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナー及び徳島労働局雇用保険電子申請事務センターを移転させるもの。
徳島労働局雇用保険電子申請事務センター				
合計	約 3,380㎡			

徳島地方合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画



<使用調整の概要>

- ① 徳島地方法務局及び徳島保護観察所が徳島法務総合庁舎へ移転すること等(※1)に伴って生じる**空きスペースの有効活用**を図るもの。(約3,380㎡)
- ② 現入居庁舎の耐震性能(Ⅲ類)と官署に求められる耐震性能(Ⅱ類)の**不適合解消等**(※2)を図るもの。(約1,440㎡)
 - ・四国財務局徳島財務事務所
 - ・徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナー
 - ・徳島労働局雇用保険電子申請事務センター
 ⇒徳島労働局の業務効率化を勘案した配置変更を実施
- ③ 高松国税局徳島税務署の移転により、老朽・狭隘の解消及び売却可能財産の創出を図るもの。(約1,940㎡)

※1 既存入居官署の配置変更面積を含む ※2 労働局の分散解消及び配置変更を含む

【徳島第2地方合同庁舎の概要】



〔所在地〕

徳島県徳島市万代町3-5

〔建物概要〕

平成2年築

地上5階、地下1階

建 754㎡／延 4,465㎡

〔入居官署〕

四国財務局徳島財務事務所

四国警察支局

四国厚生支局徳島事務所

徳島労働基準監督署

徳島労働局

徳島運輸支局

自衛隊徳島地方協力本部



徳島第2地方合同庁舎に係る10条調整



徳島第2地方合同庁舎 入居官署	調整対象面積	調整面積	使用する官署	調整通知年月日	備考																
<table border="1"> <tr><td>四国財務局徳島財務事務所</td><td>430㎡</td></tr> <tr><td>四国警察支局</td><td>66㎡</td></tr> <tr><td>四国厚生支局徳島事務所</td><td>196㎡</td></tr> <tr><td>徳島労働基準監督署</td><td>491㎡</td></tr> <tr><td>徳島労働局</td><td>235㎡</td></tr> <tr><td>徳島運輸支局</td><td>262㎡</td></tr> <tr><td>自衛隊徳島地方協力本部</td><td>550㎡</td></tr> <tr><td>共用部分</td><td>2,235㎡</td></tr> </table>	四国財務局徳島財務事務所	430㎡	四国警察支局	66㎡	四国厚生支局徳島事務所	196㎡	徳島労働基準監督署	491㎡	徳島労働局	235㎡	徳島運輸支局	262㎡	自衛隊徳島地方協力本部	550㎡	共用部分	2,235㎡	徳島財務事務所及び徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナーが徳島地方合同庁舎へ移転すること等による空きスペース 約 870㎡	約 530㎡	高松国税局徳島業務センター（仮称）	R8. 4. 1	新たな行政需要への対応及び必要とする書庫面積の確保のため、調整対象面積の一部を使用させることとしたもの。
四国財務局徳島財務事務所	430㎡																				
四国警察支局	66㎡																				
四国厚生支局徳島事務所	196㎡																				
徳島労働基準監督署	491㎡																				
徳島労働局	235㎡																				
徳島運輸支局	262㎡																				
自衛隊徳島地方協力本部	550㎡																				
共用部分	2,235㎡																				
	約 220㎡	徳島労働局（書庫）																			
	計 約 750㎡																				

徳島財務事務所及び徳島労働局助成金センターは、令和4年度使用調整計画に基づき徳島地方合同庁舎へ移転

10条調整前

5階	自衛隊徳島地方協力本部				
4階	徳島労働局助成金センター	四国警察支局（倉庫）	四国厚生支局徳島事務所	未利用室	オープンスペース
3階	徳島運輸支局		徳島労働基準監督署	徳島労働局助成金センター	
2階	徳島財務事務所			共用会議室	
1階	徳島労働基準監督署			車庫	
地下	徳島労働基準監督署	徳島財務事務所	共用会議室	旧バッテリー室等	電気室・機械室等

10条調整後

5階	自衛隊徳島地方協力本部				
4階	徳島労働局（書庫）	四国警察支局（倉庫）	四国厚生支局徳島事務所	高松国税局徳島業務センター（仮称）	オープンスペース
3階	徳島運輸支局		徳島労働基準監督署	徳島労働局（書庫）	
2階	高松国税局徳島業務センター（仮称）			共用会議室	
1階	徳島労働基準監督署			車庫	
地下	徳島労働基準監督署	高松国税局徳島業務センター（仮称）	共用会議室	旧バッテリー室等	電気室・機械室等